

1 都市計画
都市計画法に定める、都市の将来像を実現するための制度。道路や公園の配置、建物を建てる際のルールなどを定めています。足立区のほぼ全域が「都市計画区域」です。
2 地区計画
地区独自の目標や公園・道路の配置、建物のルールなどを定めることができる制度です。足立区では6 7 の地区において地区計画が定められています。
3 都市計画道路
都市を形成する最も基本的な道路です。都市計画決定されてから事業認可を得て、用地買収、工事が進められるため完成までには長い年月がかかります。
4 延焼遮断帯
震災時に大火災が発生した際に、火を遮断し、隣の街区へ火災を広げず、大規模な市街地火災を防止する空間のことです。広幅員の道路等と沿道の不燃化された建物により効果を発揮します。震災時の避難経路、救助活動時の輸送経路などの機能も担います。
5 防火地域・準防火地域
建てられる建物の耐火（燃えにくさ）性能を区域ごとに定める制度です。足立区はほぼ全域が防火地域または準防火地域に指定されています。防火地域では、特に耐火性の高い建物を建てていただく必要があります。
6 耐火建築物・準耐火建築物・防火構造
一定時間、火災による倒壊を防ぐことができる建物を耐火建築物・準耐火建築物と呼びます。耐火建築物の方が準耐火建築物より長い時間、倒壊を防ぐことができます。 一方、防火構造は外側から炎が入らないよう外壁や軒先に防火性能のある建材を使いますが、耐火建築物や準耐火建築物より短時間で火災により倒壊する恐れもあります。
7 高度地区（最高限度高度地区）
建物の真北方向の高さを制限するルールです。最高限度高度地区は第一種から第三種まであり、第一種がもっとも厳しい規制になります。
8 高度地区（最低限度高度地区）
建物の高さを一定の高さ（7 m）以上とするルールです ただし、建物の一部分（建築面積の1／2未満かつ100㎡未満の部分）が7 mより低くても許容されます。なお、何階建以上など階数による高さの制限はありません。

9 容積率
容積率は敷地面積に対する各階床面積の合計（延べ面積）の割合を表します。一般に、都市計画に定められている容積率が大きいほど、大きな建物を建てることができますが、前面道路の幅員により低く抑えられる場合があります。
1 0 日影規制
中高層建築物が落とす日影の時間を制限することにより、住宅地における日照条件の悪化を防ごうとするものです。この区域では、高さが10mを超える建築物に適用されます。
1 1 建ぺい率
建ぺい率は敷地面積に対する建築面積（建物の水平投影面積）の割合を表します。
1 2 用途地域
建てられる建物の用途を区域ごとに制限する制度です。第一種低層住居専用地域、商業地域、工業地域など全部で1 3種類あります。
1 3 近隣商業地域
近隣の住民が日用品の買い物などをするための地域です。住宅や店舗のほかに事務所や小規模な工場も建てられます。
1 4 準工業地域
主に軽工業の工場等が立地する地域です。危険性や環境悪化が大きい工場は建てられません。
1 5 特別工業地区
準工業地域に建てられる建物の用途のうち、特に住環境の維持に配慮して一定の工場や風俗営業施設を制限する場合に、特別用途地区の特別工業地区を指定します。
1 6 原案
「案」より前の段階の内容を「原案」と呼びます。地区計画を定める（変更する）場合は、行政が「原案」を作成し、住民の意見聴取を経て「案」を作成し、再度住民の意見聴取を行うという手続きが都市計画法や条例で定められています。
1 7 都市計画審議会
足立区や東京都が都市計画を定めるときに、審議・検討する機関です。学識経験者、区議会議員、関係行政機関、住民などから構成されます。